中村俊定文庫
文庫 18
21

明
後

全

## 明境

なほ歌の道も連歌も古風をつたへ侍るべし。詩の
はとをはへ侍る事は遠波を形容とし
はれはいろ〳〵の物語を侍りて事の要をえ
はとりてもこれを詩歌にあつめ侍りしはこれ
第一の方の功業

あいう（歯唇）　へ（舌）を（喉）
かきくけこ
さしすせそ
たちてと
なにぬねの

はひふへほ
はみむめも
やいゆえよ
らりるれろ
わゐうゑを

第二段

かかうをなる　ひとを
いつまやいかばいてていくしれ
そいつくりつち

是等の言葉八古代仮名遣を移れ

古代仮名遣は語尾の風あるものを使ひきらしとふ
てあるさあるべきものをいふてあるべきものを
いつしかふてあるべきものをいふてあるべきものを
らんかなるべし

第五段

ものをとかへうの方の中ニの歌あるをさへう
けるのまよあるのまものとすりけり
うらはめふむもしるしるをそふ
花をあるのをあつをきあくをを
をのむ
世のなかにきしをなかるに
なにもなかるもうしみ
かりそのもをなるあるべきをくをくしき

[illegible]

月をそこにれをそもと[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いつ世てらさい侍ハ白妙の月ハいつしのて
月てをしへしらしの月ハそ侍るへしらしみ

書きてをもさ丹春の山里ハ初山ハ蓬をもに松虫の侍く
之あ玉くかりと之ふ蛙山
第八こそしふるそハ雨をもてハ春ハ也の玉あてをもる
忘けをてねへめうれしあをこそ兵へ
人をしをかをるをを　思をこそ侍も
えをを移を思ふ　それをこそ見あ
侍をるたの侍う
をよきをさ丹みら
花をを我をを之丹をひしらあてへをを侍
春をを白ふあけるを白ら山を丹ハいを丹見

月をよ月よをを人ををあるしみ
我ををををへ花み　ををを又ををふ
丹ををををふもをあてをあ車侍なり
ををき秘侍をををしみ
無原あをたき川白川や見代をの侍をを見
をたき川のをの玉みは侍ふをを比あつを比を
ある人のふををふををそれををふを侍
をはへらしをををを見へ見たくを多見へし
をれををれよを為の無原　返あれハをを下あを
をハ一日の中く四を見あ
第九　やの玉ハ第
ををあいのやをハ　雪やあやし

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第十二　[illegible]

[illegible]

[illegible]

去ハ[illegible]と敬ゆゑ　我ゆえ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右十三條之秘伝非有事敢以不可授与者也

一四月分の祓

船をやく行院の川ち

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]の作

[illegible]

一 景物の作

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

百日紅八簾の松を笑の方
角はたをりたりけり

一やとりの事
明はなれ行くまゝ
はるかにいやるるまゝ
ゆくゝゝ初花の外る白
月花の二つうもしくゝ
白
帰てやはもしくゝ今ハ知るらん
地はるはやとなるまゝハ
てるからの歌やの事
板を見るゝやうて
はるゝやうもるを

一
月とまゝ北津
やうれ人やうと夜も深き路
元ハ雪を為てゝ
かゝれ歌ハ人をゝ
てゝを返しし
上白ゝ百月百ゝ
思ゝ
夏はりゝ
一ゝゝゝの發句
松白し見や雪ゝ
ゝ雪ゝ山や雪ゝ
雪を元月や柳枝

一やゝ切〻乱して面
たゝ山路や夏ハ来ぬ
月や行〻めぐりて侍り所〻哀
山や雪ゝ次第帰郷の
一めや ゝゝめ ゝゝ
又雪をそ
一いるさん上ハいるさんより
いゝ ゝん
一初ハ雪ハ初ハ
一かを 山月を
一ゝ月 雪の
一めや ゝゝめ

とゝ
一ゝ
名所の
第一風
ゝ山ゝ
本の
雪ゝ
桂
風や
ゝ山
ゝ

第二 蛾眉を春の山に比しめ
秋の時々山色うつる霞の衣
いつもとそれたる人もなし
年待つ竜や朝ゆふ一はけ
すゑ末霞を染る呉藍
第三 比叡の雪の白妙
を山を神のしゐ明かしの
霞をそれの春はの源を
第四 無垢の雪の白妙
川表は情をうきむ三山の
春の写霞の夕燈を形し
絵をなる絵をやをを紀古柳

春風を春を深をを柳
又やを人形を絵家夕をを
かををけは紀れ霞を神を
絵筆のを家風を形し
時雨をを足はを雪はを
冬川の雪の柳や流はし
第五 雅の年をを山をを霞し
柳の雪を星を霞を夕月秋
いはをを人山をを雪を霞
はをを霞陸の燈の花地を形
柳やを紀はを山をを夕月秋
しきをををさをを竜の五雅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

廉の高をうりさは屋の姉の山
うりさとやのねうひなし
あ〻れ地のあや織うるあはせ
後をくるはとまれたをとる姉くるおく
いはるるるるるおみてうくて國ゝし
祇園ふるて久しき松の雪
山伯高八坪て久しきまと住のを宇御ろをされ
うてるて山伯いうのれは住しきまし
吉日やうりの姉の家ろを
山りうてを家ゝ りりと宇ふれの高を
はりてふるくりるをうて家をんろ祇くいう
ゆるるるるるるる

駕かいつくの山は景なるく
服前くはうるはるるるるれを高るし
山家生やをう住拾しる山
家ろるた人祇はりて
高祇ふふいくは張ろて
ふるは日をうるくて十日を幾日とはるる
いはくるも志るめ屋ろ高書
をとうけ高うるるるるるし
十九 住るるりの川の国ゝ
十八 くる稼ゝ牡丹ふる松の雪
十六 ゆりうを吉高ふむ記
十五 月うを山の雪ゆりる

暇日

君ゝ恋りほとゝきすとハほとゝきすの
卯の花や雪や卯の花

対して作ゝる

名をたゝぬ小草花ハ
さゝ生ゝれの稚乃海
智ゝ乃き神をえゝ
稚ものゝ
神ゝ多智を花の智を
孫ゝ麿ゝ吉ゝ吉ゝ家ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

卯の花ハ
ゝも耐ゝ
ゝ

一 述懐の歌 独吟

時分柄の俗意を名ゝ
月や〻〻年越さうとの
哥ハ
の
中ゝ
述懐の

本寺　[illegible]

一　[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雪ぬの内ゑ咲花ハうとんけうやと生ること
一市三ハてトとゝ市ハ五ハ月ハ五ハ月ハ五ハ月

[illegible]の原と外てハ[illegible]も[illegible]人[illegible]も[illegible]
[illegible]れハ他人の中[illegible]ハ[illegible]人[illegible]
兼載法師雜談ニ中古法連歌ハ拘を後[illegible]横[illegible]後う
[illegible]南世のハまへ[illegible]
夕[illegible]ハ[illegible]
月[illegible]
面[illegible]
[illegible]月[illegible]入[illegible]
[illegible]に曉[illegible]月[illegible]
[illegible]夕[illegible]
[illegible]
[illegible]

奉伏ハ[illegible]文[illegible]連[illegible]う[illegible]文[illegible]大津[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]

足洗屋敷をかりて
國の中ゝ やの秋 拾月 吉

ゝゝも 元禄 ゝの別 紀事 ゝを
ゝ之へ ゝ人 ゝ 又 祇
宗長の 之中道 ゝ 下 ゝの 句 ゝ ゝ
ゝのあり ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
風を 都 ゝ ゝ ゝ 霞む 沈
けてをけ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
花や ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ 都 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 或人宗祇に問ひて連歌は[illegible]れ
しかるべきや時にとりてのち連歌は
先哲の句を集め[illegible]をけんを
[illegible]の句みあるべ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一

或人宗長丹連歌の事[illegible]

[illegible]

[illegible]

中古南北の別無者

梅やはく[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たり一ぐもみりあるをかきりあるべきことにはら
ばるる事なれば元吉の時長年女事ありあるべき
ものてれば一ぐのいくさるの事しる奇の記事元もんを
引ちらし家ハ吉の事ハ位ハ初ものいをとけりきりあるべ
ことを少月事ハ位月ときしるべくをやはべん

かきめて法ばく記月めれば事
秘法なる家ぬの后の遠はらう
秋雪ふ法を記為帰る

新古はるるる吉はの事のうはるさへ名あて法
秘法の月と吉を紀をしるしたるとうもて
月いるるれみしを文月者いるるて月はる
ものを秋きるの上はしを吉を引ちるる炮常ち
るべいるを月ふかるる事の行ちを行を古奇の
ものりみ行べる

此一巻ハ法服紀也自筆月別一字も違へ
書写仕也

洲清連奇の四杯仕事ものを吉連奇ものを遠ふ事
いさるれし洲清ハ奇連清ハいれ行裏所
事年名鼓宝戒名又ハ初の子をハ名事しんを
遠ものを巻名仕紀中れしをハいるさ清
ものをみれしてを一白をををよ仕人を
杯人をはるるる月ハさるあ家法一事北
行大事をしるへ記物ハいをハ人をよるる
ものをあるる内者を成月なれ四紀きへをを
人ハるるひる紀上月ものを行をし中るるもの

[illegible]

大事[illegible]なる中にも[illegible]の連帝も[illegible]連帝も時[illegible]

[illegible]かるものハ[illegible]の世中を

[illegible]ハ[illegible]へし[illegible]を

[illegible]別[illegible]を分中ハ[illegible]

立圓 判在

昭和九年八月十六日

[illegible]